

社団法人日本水産学会定款改正案

現 行	改 正(案)
<p>第2条 この法人は、事務所を東京都港区港南4丁目5番7号東京水産大学内におく。                      (昭和45年4月1日文部大臣認可。(中略)                      平成11年11月1日文部大臣認可。)</p>	<p>第2条 この法人は、事務所を東京都港区港南4丁目5番7号におく。                      (昭和45年4月1日文部大臣認可。(中略)平成11年11月1日文部大臣認可。<u>平成 年 月 日</u>文部科学大臣認可。)</p>